ID:　1922
担当部署:　都市建設部 建設総務課

処分の概要	所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定
法　令　名 根 拠 条 項	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法　第47条第1項
法 令 番 号	平成30年法律第49号

【根拠条文】

（所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定）

第47条　市町村長は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は所有者不明土地の利用の円滑化等の推進を図る活動を行うことを目的とする会社であって、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、所有者不明土地利用円滑化等推進法人（以下「推進法人」という。）として指定することができる。

2　市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。

3　推進法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4　市町村長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	令和 4 年 10 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5110
担当部署:　都市建設部 建設総務課

処分の概要	供給計画の変更の認定
法令名 根拠条項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律　第5条第1項
法令番号	平成5年法律第52号

【根拠条文】

（供給計画の変更）

第5条　計画の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた供給計画（以下「認定計画」という。）の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、都道府県知事等の認定を受けなければならない。

2　前2条の規定は、前項の場合について準用する。

【基準】

根拠条文及び法第3条の規定による。

（認定の基準）

第3条　都道府県知事等は、前条第1項の認定（以下「計画の認定」という。）の申請があった場合において、当該申請に係る供給計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

(1)　賃貸住宅の戸数が国土交通省令で定める戸数以上であること。

(2)　賃貸住宅の規模、構造及び設備が当該賃貸住宅の入居者の世帯構成等を勘案して国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

(3)　賃貸住宅の建設の事業に関する資金計画が当該事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(4)　賃貸住宅の入居者の資格を、次のイ又はロのいずれかに該当する者であることとしているものであること。

イ　所得が中位にある者でその所得が国土交通省令で定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があるもの

ロ　イに掲げる者のほか、居住の安定を図る必要がある者として国土交通省令で定めるもの

(5)　賃貸住宅の家賃の額が近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること。

(6)　賃貸住宅の入居者の選定方法その他の賃貸の条件が国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。

(7)　賃貸住宅の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

(8)　賃貸住宅の管理の期間が住宅事情の実態を勘案して国土交通省令で定める期間以上であること。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	**最終変更年月日**	令和 3 年 10 月 1 日

ID:　5111

担当部署:　都市建設部 建設総務課

処分の概要	特定優良賃貸住宅に係る地位の承継の承認
法　令　名 根 拠 条 項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律　第9条
法 令 番 号	平成5年法律第52号

【根拠条文】

（地位の承継）

第9条　認定事業者の一般承継人又は認定事業者から特定優良賃貸住宅の敷地の所有権その他当該特定優良賃貸住宅の建設及び管理に必要な権原を取得した者は、都道府県知事等の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	**最終変更年月日**	令和 3 年 10 月 1 日

ID:　276

担当部署:　都市建設部 建設総務課

処分の概要	家賃の減額に要する費用の補助
法　令　名 根 拠 条 項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律　第15条
法 令 番 号	平成5年法律第52号

【根拠条文】

（家賃の減額に要する費用の補助）

第15条　地方公共団体は、認定事業者が、認定管理期間において、入居者の居住の安定を図るため特定優良賃貸住宅の家賃を減額する場合においては、当該認定事業者に対し、その減額に要する費用の一部を補助することができる。

2　国は、地方公共団体が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	**最終変更年月日**	令和 3 年 10 月 1 日

ID:　1601

担当部署:　都市建設部 建設総務課

処分の概要	特定優良賃貸住宅の入居者資格の特例承認
法令名 根拠条項	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法 第13条第1項
法令番号	平成17年法律第79号

【根拠条文】

（特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例）

第13条　第6条第7項の規定により地域住宅計画に配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の当該配慮入居者に対する賃貸に関する事項を記載した地方公共団体の区域内において、特定優良賃貸住宅法第5条第1項に規定する認定事業者（第3項において「認定事業者」という。）は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第3条第4号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を当該地域住宅計画に記載された配慮入居者に賃貸することができる。

2　前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条第1項の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。

3　認定事業者が第1項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第11条第1項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第13条第2項の規定」とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	**最終変更年月日**	令和 3 年 10 月 1 日